

学校施設について、安全確保に万全を期すため、維持管理の徹底を図るようお願いします。
学校施設の維持管理等に関する事故等が発生した場合は、文部科学省へ情報通知願います。

事務連絡
令和6年4月15日

各都道府県教育委員会施設主管課
各指定都市教育委員会施設主管課
各都道府県私立学校施設主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の施設担当課 御中
各国公私立大学施設担当部課
各国公私立高等専門学校施設担当部課
独立行政法人国立高等専門学校機構施設担当部課

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

学校施設における維持管理の徹底等による安全確保について

学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害時の避難所としての役割も果たすことから、日常の安全性の確保は極めて重要です。

「学校施設における維持管理の徹底等による安全確保について」（令和5年4月10日付け事務連絡）において、維持管理の徹底や消費者事故等の情報通知について依頼してきていますが、年度も変わり担当者の異動等もあるため、改めて周知させていただきます。

令和4年3月25日に閣議決定された「第3次学校安全の推進に関する計画」においては、近年、学校施設の老朽化に起因する安全面の不具合が増加し、事故が断続的に発生していること等を背景に、学校設置者による点検・対策の強化が求められています（別添1）。

については、学校施設における安全確保に万全を期すため、「学校施設の維持管理に関する参考資料」（別添2）も活用し、維持管理の徹底を図るようお願いします。

また、文部科学省では、「学校安全の推進に関する有識者会議」において、学校の安全点検の在り方について検討を行い、学校現場等において質の高い実効性のある安全点検を実施するための参考となるよう、「学校における安全点検要領」（別添3）を作成するとともに、学校現場で施設を点検する際の動画資料等も掲載しておりますので、参考資料としてご活用ください。

なお、外壁落下や体育館床板の剥離による負傷事故など、学校施設において消費者事故等が発生した場合は、「消費者事故等の通知について」（別添4）を参照の上、文部科学省への情報通知に御協力をお願いします。消費者事故等について、通知すべきか判断に迷われた場合は事故等の内容に応じて情報通知先の各担当まで相談願います。

このことについて、各都道府県教育委員会施設主管課におかれては域内の市区町村教育委員会施設主管課に対し、各都道府県私立学校施設主管課におかれては所轄の私立学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校設置会社に対して周知するようお願いします。

【本件問合せ先】

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課 指導第二係

電話：03-6734-2292（直通）、E-mail：shisetulead-2@mext.go.jp

第 3 次学校安全の推進に関する計画(令和 4 年 3 月 25 日閣議決定)(妙)

[<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/plan-gakkouanzen/index.html>]

●学校施設の維持管理関係部分抜粋

4. 学校における安全管理の取組の充実

(1) 学校における安全点検

① 学校における安全点検に関する手法の改善
(略)

② 学校設置者による点検・対策の実施

学校保健安全法においては、学校環境の安全の確保について、校長による改善措置や、学校設置者に対する申し出を行うことが定められている¹。近年、学校施設の老朽化が進む中、老朽化に起因する安全面の不具合が増加し、重大な事故が断続的に発生しているが、施設・設備の点検については、校長・教職員による日常的な点検では専門的な視点からの判断は困難である。また、災害時においても、発災直後の施設の安全点検等が迅速かつ適切に行われることが必要である。

このため、学校設置者は、専門家との連携など施設・設備の点検に関する実施体制の構築を検討することが重要である。具体的には、学校の施設・設備の設置状況や児童生徒等の多様な行動を考慮の上、専門的な点検を実施して不具合を早期に発見し、適切な維持管理を実施することにより、事故を未然に防いでいくため、技術職員が在籍する首長部局との連携や民間委託等により安全点検の実施体制の強化に努めるとともに、校長からの申し出や専門的な点検により把握した不具合をできる限り早期に解決するよう努める。

さらに、国は、学校施設・設備に関する専門的な視点からの安全点検の実施体制について、実態を把握し、必要な取組を強化する。

<主要指標>

- ・専門的な視点から、学校における具体的な安全点検の方法、体制を構築している学校設置者数

¹ 学校保健安全法第 28 条

学校施設の維持管理に関する参考資料

●学校施設の維持管理に関する手引及びガイドブック等

- 「学校施設の維持管理の徹底に向けて一子供たちを守るためにー」(令和 2 年 5 月)
…学校施設の維持管理に関する設置者の役割、課題等を紹介。
https://www.mext.go.jp/content/20200527-mxt_sisetuki-000007228_2.pdf
- 学校における安全点検要領(令和 6 年 3 月)
…安全点検を行う際の視点や点検の方法、専門的な知見を取り入れた外部人材等の活用、教職員の負担軽減も考慮した取組などを紹介。なお、本要領には、下の「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(改訂版)・(追補版)」のうち学校が行う点検内容を反映。
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/anzenken/index.html>
- 「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(改訂版)」(平成 27 年 3 月)
「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(追補版)」(平成 31 年 3 月)
…学校設置者及び学校がそれぞれの役割を理解し、関係部署や専門家と連携して実施する非構造部材等の点検内容や手法等を紹介。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm
- 「文教施設における多様な PPP/PFI 事業等の事例集 維持管理等のみを行う先導的な PPP/PFI 事業編」(令和 2 年 3 月)
…包括的民間管理委託等の PPP/PFI 手法の活用によって、維持管理等を効率的に行う事例を紹介。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ppp/1406650_00001.htm

●消費者安全法第 33 条の規定に基づく意見

- 「消費者安全法第 23 条第 1 項の規定に基づく事故等原因調査報告書(学校の施設又は設備による事故等)」(令和 5 年 3 月 3 日)
…報告書内の「3. 4 学校施設・設備の危険事例(訪問調査)」において、危険な施設又は設備の例が、発生する可能性のある事故、リスク低減策などと共に紹介。
https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_019/assets/csic_cms101_230301_02.pdf

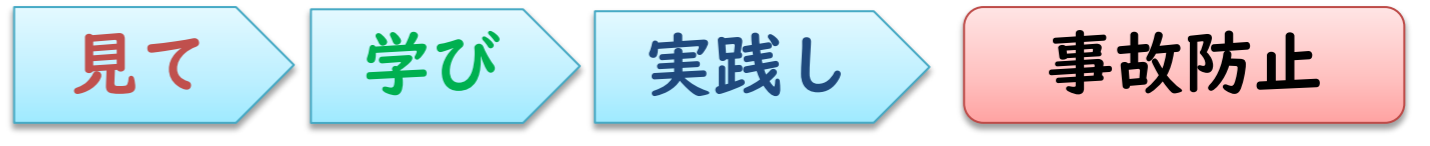
●学校施設の維持管理に関する主な通知等

- 「学校施設の維持管理の徹底(外壁落下事故等の防止)について」(令和 5 年 12 月 5 日)
…相次ぐ外壁落下事故等の発生に伴い、専門家による点検等の適切な実施及び計画的な改修等について依頼。
 - 「学校施設の維持管理の徹底について」(令和 5 年 5 月 2 日)
…外壁落下事故等の発生に伴い、専門家による点検等の適切な実施について依頼。
 - 「学校環境における樹木の安全確保について」(令和 4 年 8 月 10 日)
…小学校での樹木の落枝による職員死亡事故の発生に伴い、樹木の安全性の確認を依頼。
 - 「文教施設における法定点検の適切な実施について」(令和 4 年 1 月 24 日)
…学校施設等の法定点検の適切な実施について依頼。
 - 「学校環境における工作物及び機器等の安全確保について」(令和 3 年 11 月 19 日)
…小学校での石碑転倒による児童負傷事故の発生に伴い工作物等の安全性の確認を依頼。
 - 「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について」(平成 31 年 2 月 28 日)
…社会体育施設での利用者に床木片が刺さる負傷事故の発生に伴い安全対策の実施を依頼。
- ※上記以外の通知等については、下記 URL 参照。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/maintenance/1386779.htm

参考となる「安全点検の取組事例」

質の高い実効性のある安全点検の参考となる専門家の活用や、教職員の負担軽減策、児童生徒や保護者等と連携等の先進的な取組事例を掲載しています。



学校における安全点検要領

安全点検要領の目的

この「学校における安全点検要領」は、学校における事故を防止するため、学校及び学校の設置者等が連携して、質の高い実効性のある安全点検を行っていく参考となるよう作成したものです。

学校における事故は、学校の施設設備に起因するものだけでなく、児童生徒等の行動や使用する物の状況の変化等による事故が多く発生しています。

そのため、学校における安全点検においては、これまでの重大事故やヒヤリハット事例を校内で共有することなどにより事故発生リスクを把握し、定期的安全点検だけでなく、日常的安全点検が事故を防ぐ重要なポイントとなります。このことを踏まえ、本安全点検要領では、それらの安全点検を行う際の視点や点検の方法、さらに、専門的な知見を取り入れた外部人材等の活用、教職員の負担軽減も考慮した取組などを紹介しています。

学校においては、安全点検を実施する際や事故防止の校内研修、学校設置者等においては、学校施設の維持管理を行う際などに、ご活用ください。

安全点検要領の内容

この「安全点検要領」は、ウェブ公開しており、「いつでも」、「どこでも」、「短時間」で、安全点検の方法を「見て」、「学び」、「実践」できるよう工夫しています。今後も、学校が参考となる情報を適宜、更新していきます。

主に、以下の内容で構成されています。

- 安全点検実施の考え方**
 - ・点検体制、設置者との連携、専門家活用など
- 安全点検の種類と対象**
 - ・点検の視点、対象の考え方、点検の頻度や方法など
- 事故等情報の共有**
 - ・重大事故事例からの分析、ヒヤリハット事例収集など
- 安全点検表等の活用**
 - ・編集可能な点検表・集計表、ヒヤリハット報告様式サンプルを紹介
- 安全点検の方法解説**
 - ・場所、箇所ごとに具体的な点検方法を映像等で紹介
- 安全点検取組事例**
 - ・専門家活用や教職員の負担軽減策等、多数掲載

【ウェブトップページ・イメージ画面】

学校における安全点検要領

この安全点検要領は、学校の施設・設備等に起因する事故を防止することをねらいに、学校現場等における質の高い実効性のある安全点検を実施するための参考となるよう、学校における施設・設備の定期や日常的安全点検に関する標準的な手法や、専門的な知見を取り入れた外部人材等の活用の考え方のほか、先進的な取組事例などを掲載しています。

【リーフレット版】 【全体版】

- 安全点検要領について**
 - 組織ページ一覧
 - 1 点検要領の作成目的
 - 2 点検要領の構成
 - 3 消費者安全調査委員会からの意見
- 安全点検実施の考え方**
 - 1 児童生徒等の安全を確保するための安全教育と一体的な取組
 - 2 学校における安全点検のPDCAサイクル
 - 3 安全点検の実施体制と基準の流れ（例）
 - 4 改善施策と組織的な連携
- 安全点検の種類と対象**
 - 1 点検要領の活用
 - 2 「日常的安全点検」の実施の考え方
 - 3 学校における安全点検を行う対象の考え方
 - 4 点検の頻度と方法
- 事故等情報の共有**
 - 1 事例発生時のリスク（日本語・英語）
 - 2 センター共通情報提供事例等を基に
 - 3 ヒヤリハット事例の活用
- 安全点検表等の活用**
 - 1 安全点検表の活用にあたって
 - 2 安全点検表の活用による点検の視点
 - 3 安全点検表及び集計表（様式サンプル）
 - 4 事故・ヒヤリハット、実行報告（様式サンプル）
- 安全点検の方法の解説**
 - 1 解説の活用
 - 2 場所ごとの安全点検の方法の解説（解説映像付き）
- 安全点検取組事例**
 - 1 専門家を活用した安全点検
 - 2 児童生徒等の安全確保を目的とした安全点検
 - 3 児童生徒等の安全確保を目的とした安全点検
 - 4 地域や保護者等と連携した安全点検
 - 5 PDCAサイクルを回した安全点検
 - 6 実効性のある安全点検の組織的取組
- 安全点検参考資料**
 - 1 安全点検に関する通知
 - 2 安全点検の参考となる資料
 - 3 安全点検要領の検討に関する会議

※トップページから見たい項目をクリックすると関連の画面が表示されます。

「安全点検要領」を活用した先生方からの声

【安全点検の視点（安全点検の方法の映像）】

- これまで施設設備の劣化を見る点検をしてきたが、子供の動きを踏まえることも含め事故を防止するための視点がわかりやすい。
- 安全点検映像も点検を行う視点がわかりやすく、短時間で学べてよい。

【安全点検表】

- 点検表では、どのようなところを見ればよいか具体的に書かれている。
- 点検表について、日常と定期で分けて整理しており使いやすい。
- 点検表に記載の観点は非常に納得的。学校の状況を踏まえて追加等できるのも良い。
- 集計シートにおいて、×や△の箇所が自動で色が付くので分かりやすくて良い。

【教職員の負担軽減】

- 点検表のデジタル化により担当者の集計作業の効率化が図られ、管理職も点検結果の全体像を速やかに把握しやすい。
- すでにデジタル化を進めているが、自動集計は楽で、管理職も全体の点検結果を把握しやすい。

【専門家の活用】

- 教育委員会としても専門家の活用事例が参考になる。
- デジタル化により、点検結果を教育委員会とも共有できる。

【安全教育】

- 事故を防止する視点は、生徒の安全教育にも生かせる。
- 安全教育と一体的に進めることが重要であるので、こういった視点が要領の中にあるのはよい。



右のアドレス、QRコードから活用できます

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/anzenken/index.html>

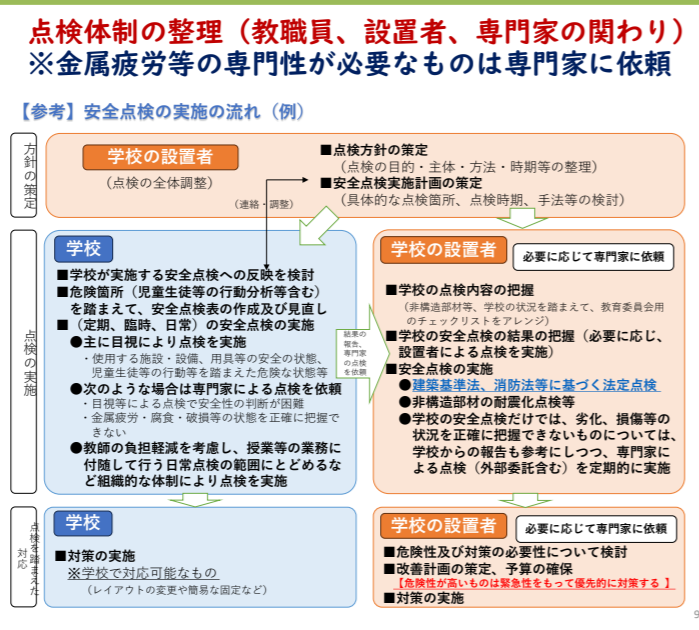


安全点検要領は、このような活用ができます

「安全点検要領」活用の一例を紹介し、各学校における事故防止に、有効に活用してください。

見る

安全点検の実施方法等が簡単に確認できます。



点検後の対応・対策

※学校の設置者と点検結果を共有し連携して対応

4 改善措置と計画的な環境整備

【改善措置】

施設設備の不備や危険箇所があった場合の改善措置を遅延なく行うことを促すため、以下のとおり、法的に定められています。

学校保健安全法 (後称「法」) 第24条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認められた場合には、遅延なく、その改善を図るために必要な措置を講じなければならない。

安全点検により、児童生徒等の安全の確保に支障となる事項を認められた場合は、学校及び学校の設置者は、以下のような危険箇所の除去、施設・設備の安全対策や修繕などの適切な措置を講じなければなりません。

危険箇所の発生 (例)	改善措置 (例)	危険箇所の除去 (例)	施設・設備の安全対策、修繕 (例)
危険箇所発生 (例)	改善措置 (例)	危険箇所の除去 (例)	施設・設備の安全対策、修繕 (例)

大規模な改修を伴うなど校長が対応できない事項は、学校の設置者に速やかに報告し、適切な措置の実現を図る必要があります。なお、安全点検の結果及び、修繕・改修履歴等の安全管理に関する情報を設置者と共有し、人事異動の際にも引き継ぐことが重要です。学校の設置者は、状況を把握の上、改善計画の策定と対策を実施 (予算の確保等含む) し、極めて危険性が高いものは緊急性をもち優先的に対策するとともに、この安全管理に関する情報を、事故発生防止の観点から、各学校等と共有して安全点検に生かすことが重要です。

【注】「法」はあくまで学校での安全対策を指します。

コラム 「教育委員会が学校と点検結果を共有し、安全管理に努める取組」

宮城県白石市教育委員会では、「学校施設・設備管理マニュアル」を作成し、学校における安全点検の結果及び、臨時や日常の安全点検において危険等が発見された場合の対応等について、以下のとおり示しています。

- 各学校における点検表にて、担当者から管理課に報告する
- 毎月 学校施設設備について安全点検を実施し、実施結果について教育委員会に報告
- 安全点検及び日常の安全点検
- 臨時及び日常の安全点検の際、危険等が生じた箇所や施設、設備等が発見された場合は、直ちに「使用禁止」や「立入禁止」等の措置を講ずるとともに教育委員会に報告する。

点検箇所ごとの安全点検の方法を映像等で解説

※タブレット等で、点検場所等でも視聴できます。

教室等の点検方法

【点検時期】 日常・定期

窓・ドア

窓下に、足掛かりになるものがないか。
窓ガラスのひび割れ、窓やドアに異常 (変形、腐食、ガタつき、開閉時の引っかかり、著しく重いなど) はないか。

【事故の発生リスク】

- 窓枠の隙間に、カーテンが閉まっている状態で窓が開くと、誤って窓が閉まるとなり転落する
- 窓ガラスにひび割れ等があると地震の揺れ等で破損、また、急な変形によりガラスが破砕し、飛散する
- 窓やドアの開閉時に動きにくい、著しく重いなどの状態で、無理な操作によって降下ごとく脱落する
- 窓やドアの閉閉時に動きにくい、著しく重いなどの状態で、無理な操作によって降下ごとく脱落する
- 窓やドアの開閉時に動きにくい、著しく重いなどの状態で、無理な操作によって降下ごとく脱落する

【主要な点検の方法】

【日常の安全点検】

- 授業の際に、窓下に足掛かりになるものがないかを目視で確認する。(急に衝突する恐れのあるものを置いていないか、開閉可能な窓の鍵 (クレセント) がかかっているかを確認する。)
- 窓やドアの開閉時に動きにくい、著しく重いなどの状態を確認する。
- 窓やドアの開閉時に動きにくい、著しく重いなどの状態を確認する。
- 窓やドアの開閉時に動きにくい、著しく重いなどの状態を確認する。

【定期的安全点検】

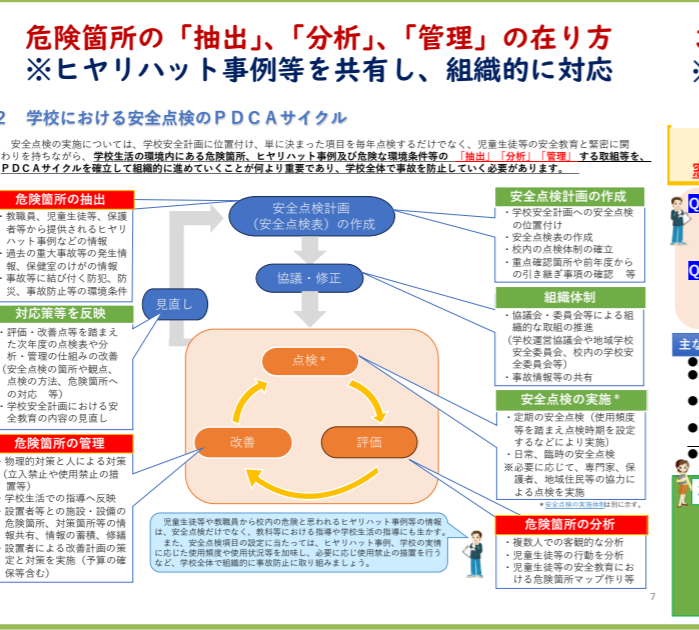
- 窓からの転落防止の手すりやその他器具に異常がないかを確認する。
- 窓やドアの開閉時に動きにくい、著しく重いなどの状態を確認する。
- 窓やドアの開閉時に動きにくい、著しく重いなどの状態を確認する。

【事故の発生リスク】

足掛かりとなる棚 → 転落事故

学ぶ

事故防止の重要な視点を学びます。点検項目の見直しにも参考になります。



これまでの重大事故事例を教訓として生かす

※事故情報から得られる安全点検の留意点も記載

窓からの転落・落下事故

窓際での遊びや、窓の清掃中、窓が開いていることに気づかず落下する事故が多い

【事故発生原因】

- 窓を開きっぱなしにして、児童生徒等が窓際に寄りかかると転落した。
- 窓を開きっぱなしにして、児童生徒等が窓際に寄りかかると転落した。
- 窓を開きっぱなしにして、児童生徒等が窓際に寄りかかると転落した。

【事故発生状況 (概要のみ)】

- 3階廊下で窓の下側にあった本棚に上がり、開いていた窓の窓際に背を向いていた児童が転落した。
- 給食時休憩室で、3階の教室でカーテンが閉まっていた窓際に寄りかかっていた児童が転落した。
- 1、8mの高さにある窓の鍵を開けようとして、2階廊下の窓際に寄りかかっていた児童が転落した。
- 体育館の清掃準備のため3階の教室のうしろに下がった机の上を歩いていたら、下のぞうと手すりを持ったが、手を離し、開いていた窓から転落した。
- 部活動中、4階中央廊下で掃除のため、窓開け作業をしていた。窓際に立った際、廊下にピンポン球が個個のに気づき、それを取ろうと窓枠を乗り越え窓に出ようとした瞬間、バランスを崩し10m下の駐車場の屋根に転落した。

【事故情報から得られる安全点検の留意点】

- 日常及び定期的安全点検において教室や廊下等の窓の下に足掛かりとなるものが置かれていないかを確認する必要があります。
- 窓に落下防止の手すりがあっても、窓際に足掛かりとなる設置物があると窓の空いている状態で設置物に登り落下の危険があることに留意する。
- 定期的点検において、落下を防止する対策に不備を確認する必要があります。
- 窓を開かないようにするストッパー等の作動状態に異常がないかを確認する。

事故防止に欠かせない「日常の安全点検」の実施の考え方

※児童生徒等の目線に立った確認が重要

2 「日常の安全点検」の実施の考え方

【日常の安全点検】で教職員が確認する重要なポイント

- 児童生徒等の行動の様子
- 物の移動などを含む状況の変化
- 機器・設備等の変化や損傷 (主に授業等で頻りに使用するもの)

事故とは、①行動、②その時の状況、③環境の状態との組み合わせによって起きるものです。児童生徒等の目線に立って、確認していくことが重要です。

【ポイントの詳細】

ポイント	①児童生徒等の行動の様子	②物の移動などを含む状況の変化	③機器・設備等の変化や損傷 (主に授業等で頻りに使用するもの)
視点	児童生徒等の行動が事故につながる点	活動場所等において危険に繋がる点	使用する機器・設備、用具等が安全状態にある点
重大事故 (例)	児童生徒等が足掛かりとなる設置物に寄りかかると転落した。	体育館の清掃準備のため3階の教室のうしろに下がった机の上を歩いていたら、下のぞうと手すりを持ったが、手を離し、開いていた窓から転落した。	授業中の授業時、わらわら切り機で作業中、機械に絡まった手を取る際、手を切り、出血した。

【日常の安全点検】の実施に当たっては、このよう重大事故の事例や校内でのヒヤリハット事例を教職員間で共有し、各学校等における児童生徒等の危険の発生や事故防止の取組として、「日常の安全点検」の視点として設定し、事故防止に生かすことが重要です。

【安全点検の方法の解説】

【安全点検の方法の解説】

【安全点検の方法の解説】

【安全点検の方法の解説】

実践する

点検要領を参考に安全点検を実施。デジタル化による実施は点検が効率的。

学校の実情を踏まえ、「安全点検表」を編集

※デジタル化すれば、集計作業も効率的

※点検表サンプルは、施設設備の劣化以外の事故防止の観点を重視

安全点検表サンプル①

検査項目	検査内容	検査結果	検査者	検査日
1	窓ガラスのひび割れ、窓やドアに異常 (変形、腐食、ガタつき、開閉時の引っかかり、著しく重いなど) はないか。	○	教職員	2024.05.10
2	窓下の足掛かりになるものがないか。	○	教職員	2024.05.10
3	窓やドアの開閉時に動きにくい、著しく重いなどの状態を確認する。	○	教職員	2024.05.10
4	窓やドアの開閉時に動きにくい、著しく重いなどの状態を確認する。	○	教職員	2024.05.10
5	窓やドアの開閉時に動きにくい、著しく重いなどの状態を確認する。	○	教職員	2024.05.10
6	窓やドアの開閉時に動きにくい、著しく重いなどの状態を確認する。	○	教職員	2024.05.10
7	窓やドアの開閉時に動きにくい、著しく重いなどの状態を確認する。	○	教職員	2024.05.10
8	窓やドアの開閉時に動きにくい、著しく重いなどの状態を確認する。	○	教職員	2024.05.10
9	窓やドアの開閉時に動きにくい、著しく重いなどの状態を確認する。	○	教職員	2024.05.10
10	窓やドアの開閉時に動きにくい、著しく重いなどの状態を確認する。	○	教職員	2024.05.10
11	窓やドアの開閉時に動きにくい、著しく重いなどの状態を確認する。	○	教職員	2024.05.10
12	窓やドアの開閉時に動きにくい、著しく重いなどの状態を確認する。	○	教職員	2024.05.10
13	窓やドアの開閉時に動きにくい、著しく重いなどの状態を確認する。	○	教職員	2024.05.10
14	窓やドアの開閉時に動きにくい、著しく重いなどの状態を確認する。	○	教職員	2024.05.10
15	窓やドアの開閉時に動きにくい、著しく重いなどの状態を確認する。	○	教職員	2024.05.10
16	窓やドアの開閉時に動きにくい、著しく重いなどの状態を確認する。	○	教職員	2024.05.10
17	窓やドアの開閉時に動きにくい、著しく重いなどの状態を確認する。	○	教職員	2024.05.10
18	窓やドアの開閉時に動きにくい、著しく重いなどの状態を確認する。	○	教職員	2024.05.10
19	窓やドアの開閉時に動きにくい、著しく重いなどの状態を確認する。	○	教職員	2024.05.10
20	窓やドアの開閉時に動きにくい、著しく重いなどの状態を確認する。	○	教職員	2024.05.10

安全点検要領を活用した安全点検の実施

※事故防止の視点を確認しながら、負担少なく、効率的に実施

(活用例) ※タブレットを活用した場合

- 点検方法をその場で確認 (視聴)
- デジタル化した点検表を使って、点検箇所を点検
- 点検表に点検結果や、改善を要する点など入力

【点検時期】 日常

① 一時的に立てかけているものや置いているもの

② 一時的に立てかけているものや置いているものも、倒れたり、崩れたりする状態にならないか。

【事故の発生リスク】

- 行事等で一時的に立てかけてあった重さのある長尺物が倒れてきて負傷する危険がある。

【点検の視点】

- 一時的に立てかけている重さのあるもの (例、机、椅子、移動式階段等) が、倒れたり、崩れたりする状態にないか確認する。
- 一時的に立てかけていた長尺物
- チェーンで固定した長尺物

【主要な点検の方法】

【主要な点検の方法】

【主要な点検の方法】

【主要な点検の方法】

児童生徒等の安全教育としても活用

※事故防止には、安全教育と一体的な取組が必要

※ヒヤリハット事例の報告様式サンプルも活用可能

2 ヒヤリハット事例の活用

学校における事故を防止する第一歩は、学校内で危険と思われる箇所等のヒヤリハットの発生を、児童生徒等や教職員等から気づかせることである。安全点検は、安全点検に生かすことのできる重要な取組である。

【ヒヤリハット事例を活用していく留意点】

- 安全点検だけでは児童生徒等の事故は防げない。児童生徒等の安全意識の高まりに資するものとなる。
- 安全点検において、施設・設備の劣化だけではなく、真に事故防止に資する点検項目の設定を生かせる。
- 国立教育政策研究所による調査からは、教職員と比較して児童生徒の方が、日常的な事故等に対し危険を感じる割合が高いことが示されている。
- 安全点検に子供の視点を加えることで、事故の要因に対する気づきや学校内での問題意識の共有を推進することができる。

【ヒヤリハット事例を活用している学校の取組例】

【児童生徒等が行うヒヤリハット事例の収集・活用例】

- 総合的な学習の時間等における危険な場所探し
- 学校活動における生徒自身の「ヒヤリハット」体験の共有
- 学習を通して、けがの予防法を学ぶ
- 保健委員会の委員会活動でヒヤリハット事例 (自校のけがの発生状況) や予防策を学ぶ
- 【取組を通じ】委員会が校内の安全点検を実施し、校内の危険箇所マップを作成

【教職員が行うヒヤリハット事例の収集・活用例】

- 児童生徒等の休み時間等の活動の様子を観察
- 危険と思われる行動を、学年部や教職員全体、児童生徒等と共有

※ヒヤリハット事例を活用した取組の詳細については、【安全点検取組要領】を参照し、自校での取組に生かしてください。※ヒヤリハットの報告様式は、【安全点検取組要領】を参照してください。

消費者事故等の通知について

消費者事故等の通知については、これまで「消費者事故等の通知について(依頼)」(令和 5 年2月 22 日付事務連絡)のとおり文部科学省への情報通知に協力いただいておりますが、消費者事故等に該当するもののうち、重大事故等に該当するもの以外にも被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれのあるものについても文部科学省への情報通知の必要があります。

○「消費者事故等の通知について(依頼)」(令和 5 年 2 月 22 日付事務連絡)

https://www.mext.go.jp/sports/content/20230323-spt_stiiki-300000727_11.pdf

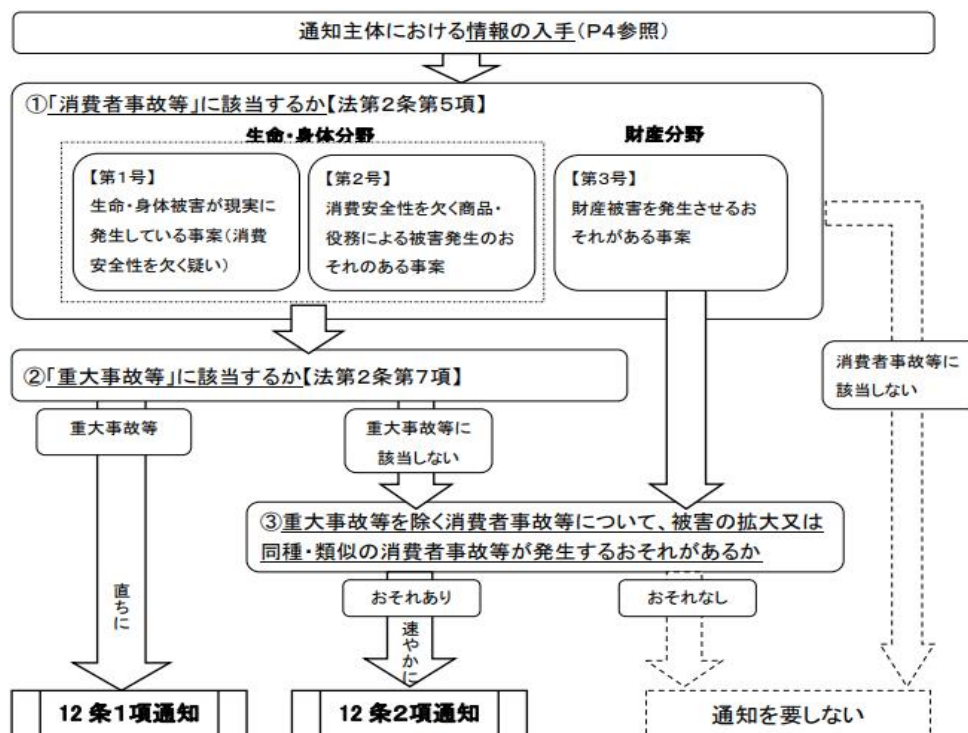
「消費者事故等の通知の運用マニュアル(消費者庁)」(以下「マニュアル」という。)の記載内容から通知までの流れと通知すべき事案の考え方についてポイントをまとめましたので、文部科学省への情報通知の参考にしてください。

なお、情報通知に関する詳細や報告様式については、以下記載のウェブサイトから確認してください。

○消費者事故等の通知の運用マニュアル

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/centralization_of_accident_information/assets/centralization_of_accident_information_240312_01.pdf

●通知までの流れ



⇒通知主体は、消費者からの苦情・相談、消費者等からの申出、公益通報、職権探知等により入手した情報のうち、後述する判断基準で以下のように分類を行う。

- ①消費者事故等（法第2条第5項各号）に該当するか、
- ②上記①に該当したもののうち、生命・身体事案については、更に重大事故等に該当するか（法第2条第7項各号）、
- ③上記②以外の消費者事故等については、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれ（以下「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」という。）があるもの

⇒通知主体は、上記の分類に応じて通知を実施。

②に該当する場合：法第 12 条第 1 項の規定に基づいて直ちに通知

③に該当する場合：法第 12 条第 2 項の規定に基づいて速やかに通知

●通知すべき事案の考え方

「消費者事故等」に該当するかの判断

「消費者事故等」とは、消費生活において消費者に被害が発生した事故や事故を引き起こすような事態のことであり、それらのうち、自然災害や労働災害、公害などは除かれる概念である。

〔要件〕

要件1:事業者が事業として又は事業のために供給・提供・利用に供する商品・製品、物品・施設・工作物、提供する役務を消費者が使用・利用することに伴って生じた事故

要件2:政令(※)で定める程度の被害が発生したもの

要件3:その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかでないもの

※ 消費者安全法施行令(平成21年政令第220号。以下「政令」という。)第1条

①死亡事故

②治療に一日以上かかる負傷・疾病(通常医療施設における治療の必要がないと認められる軽度のものを除く。)

③一酸化炭素中毒

「重大事故等」に該当するかの判断

〔要件〕

生命・身体に関する被害が現実が発生している事故(法第2条第5項第1号)のうち、その被害が重大であるものとして政令(※)で定める要件に該当したもの

※ 政令第4条

①死亡事故

②負傷・疾病であって、治療に要する期間が30日以上であるもの

③負傷・疾病であって、これらが治った(症状固定を含む。)ときに府令で定める程度の身体障害が存するもの

④中毒(一酸化炭素中毒)

「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」の判断

重大事故等以外の消費者事故等については、「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」がある場合に通知義務が生じる。この判断についての解説及び具体例等を以下のとおり示す。

〔解説〕

「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」の有無の判断に当たっては、消費者事故等の態様、消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他消費者事故等に関する状況を総合的に考慮する。

〔消費者事故等の態様(例)〕

- ・ 通常予見される使用方法によって事故が発生しているか
- ・ 多数の消費者に被害が生じるおそれがあるか

●消費者事故等の情報通知先一覧

教育機関等における消費者事故等については、事故等の内容に応じて、以下の情報通知先まで御連絡ください。

なお、御連絡に当たっては、原則として、E-mail を御使用ください。

(理科や技術・家庭などの授業中の事故等について)

文部科学省初等中等教育局教育課程課

TEL : 03-6734-2565 (直通)

E-mail : kyoiku@mext.go.jp

(学校の体育・保健体育の授業中における製品に起因する事故等について)

スポーツ庁政策課企画調整室

TEL : 03-6734-2674 (直通)

E-mail : skikaku@mext.go.jp

(運動部活動中における製品に起因する事故等について)

スポーツ庁地域スポーツ課

TEL : 03-6734-3953 (直通)

E-mail : tiikisport@mext.go.jp

(高等学校における職業教育に関する活動中の事故等について)

文部科学省初等中等教育局参事官(高等学校担当)付産業教育振興室

TEL : 03-6734-2904 (直通)

E-mail : sangyo@mext.go.jp

(学校施設の維持管理等に関する事故等について)

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

TEL : 03-6734-2292 (直通)

E-mail : shisetulead-2@mext.go.jp

(幼稚園の教育活動中の事故について、その他、通学中や学校における製品に関する事故等、学校の安全管理に関する事故等について)

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室

TEL : 03-6734-2966 (直通)

E-mail : anzen@mext.go.jp

(専修学校・各種学校における事故等について)

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

TEL : 03-6734-2939 (直通)

E-mail : syosensy@mext.go.jp

(社会教育施設(博物館を除く)における事故等について)

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

TEL : 03-6734-2974 (直通)

E-mail : chisui@mext.go.jp

(社会体育施設での一般利用時(学校体育、部活動利用時を除く)における事故等について)

スポーツ庁参事官(地域振興担当)付

TEL : 03-6734-3773 (直通)

E-mail : stiiki@mext.go.jp

(少年自然の家・青年の家等の青少年教育施設における事故等について)

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課青少年教育室(施設係)

TEL : 03-6734-2650 (直通)

E-mail : seisyone@mext.go.jp

(財産に関する事故その他の事故等について)

文部科学省大臣官房総務課法令審議室審議第四係

TEL : 03-6734-2156 (直通)

E-mail : hourei@mext.go.jp